

墨田区児童館条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

児童館の利用者同士の交流を促し、地域子育て支援の拠点としての機能強化を図るため、児童館における事業を追加するほか、八広児童館の位置を次のように改めるとともに、所要の規定整備をする。

現 行	改 正 案
東京都墨田区八広二丁目38番14号	東京都墨田区東墨田一丁目2番6号

2 施行期日

令和6年4月1日

※ この条例の改正に伴い、付則で墨田区学童クラブ条例の一部改正をする。